

平成29年12月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成29年12月4日

平成29年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	上ノ原工業団地産業用地位置図……………	3
議案第2号関係資料(1)	市道路線廃止位置図……………	4
議案第2号関係資料(2)	市道路線廃止位置図……………	5
議案第2号関係資料(3)	市道路線変更位置図……………	6
議案第3号関係資料(1)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	7
議案第3号関係資料(2)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表……………	10
議案第4号関係資料	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表……………	12
議案第5号関係資料(1)	伊那市税条例新旧対照表……………	13
議案第5号関係資料(2)	伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	14
議案第6号関係資料	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表……………	16
議案第7号関係資料	伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表……………	19
議案第8号関係資料(1)	伊那市国民健康保険診療所条例新旧対照表(第1条関係)……………	20
議案第8号関係資料(2)	伊那市国民健康保険診療所条例新旧対照表(第2条関係)……………	21
議案第9号関係資料	伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表……………	22
議案第10号関係資料	伊那市学童クラブ条例新旧対照表……………	23

議案第1号関係資料

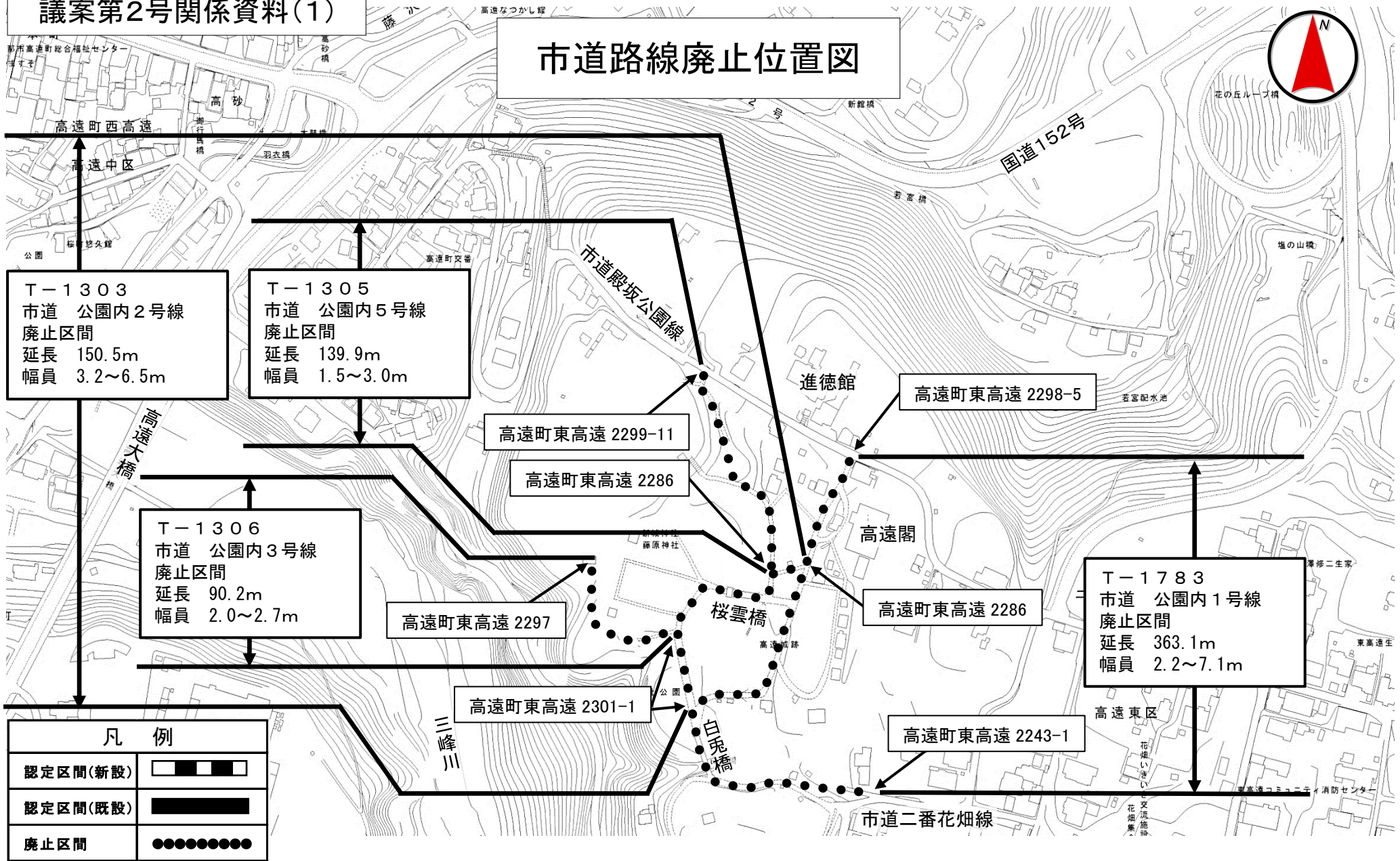
上ノ原工業団地産業用地位置図



1 提供用地	
団地名及び区画	上ノ原工業団地B区画
地番及び地積	伊那市美篤7975番1 (15,641.04㎡) 伊那市美篤7997番1 (13,270.81㎡) (実測面積合計 28,911.85㎡)
売却価格	401,874,715円
2 売却先企業	
企業名	伸和ホールディングス株式会社
所在地	神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目6番20号
資本金	1,000万円
代表者	代表取締役 幸島 宏邦
事業内容	経営戦略立案、子会社への経営指導及び管理等
3 事業実施主体	
企業名	伸和コントロールズ株式会社
所在地	神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目6番20号
資本金	9,000万円
代表者	代表取締役 幸島 宏邦
従業員	380人
事業内容	精密温調装置、超高純度空気供給システム、バルブ等の開発、設計、製造及び販売

議案第2号関係資料(1)

市道路線廃止位置図



T-1303
市道 公園内2号線
廃止区間
延長 150.5m
幅員 3.2~6.5m

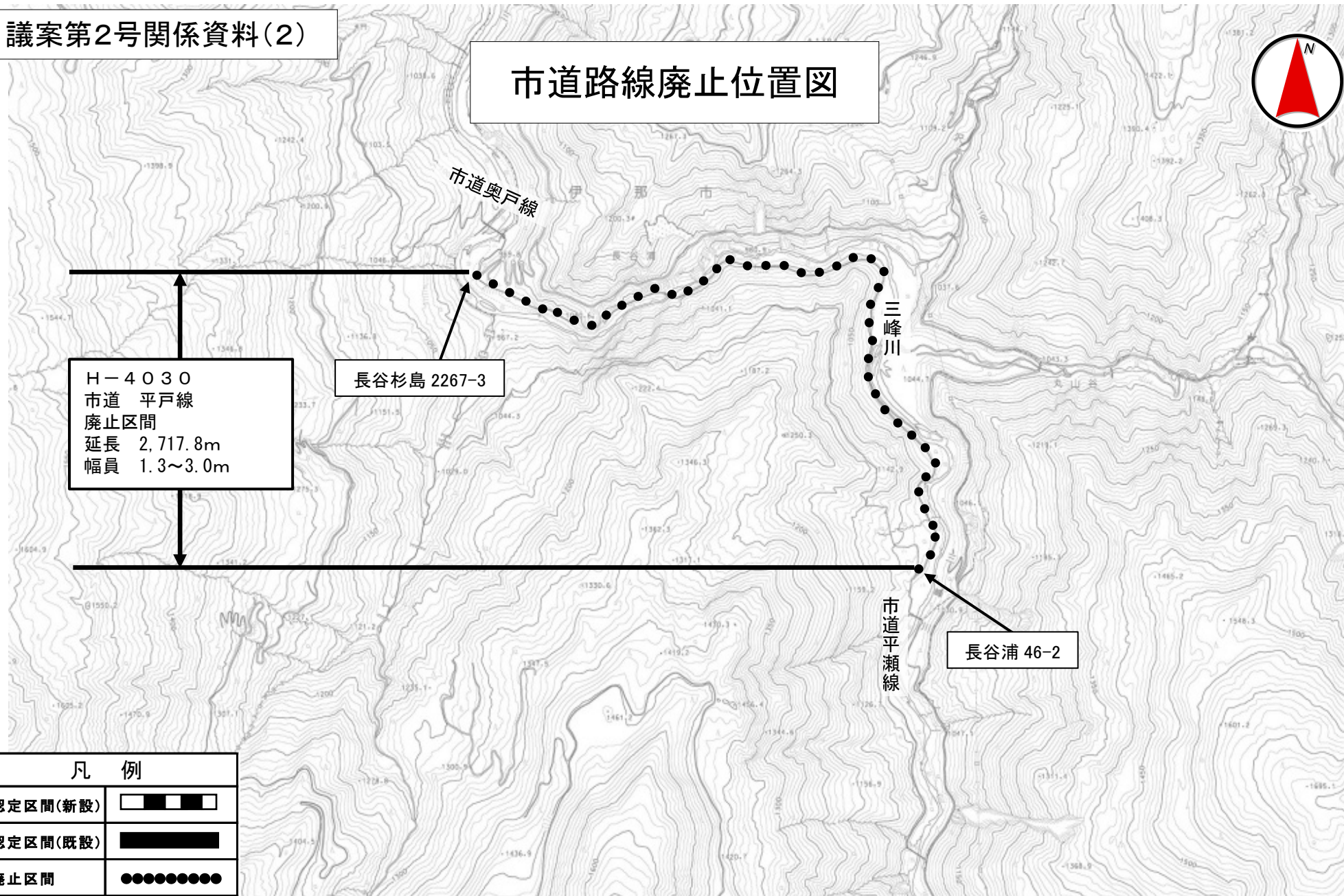
T-1305
市道 公園内5号線
廃止区間
延長 139.9m
幅員 1.5~3.0m

T-1306
市道 公園内3号線
廃止区間
延長 90.2m
幅員 2.0~2.7m

T-1783
市道 公園内1号線
廃止区間
延長 363.1m
幅員 2.2~7.1m

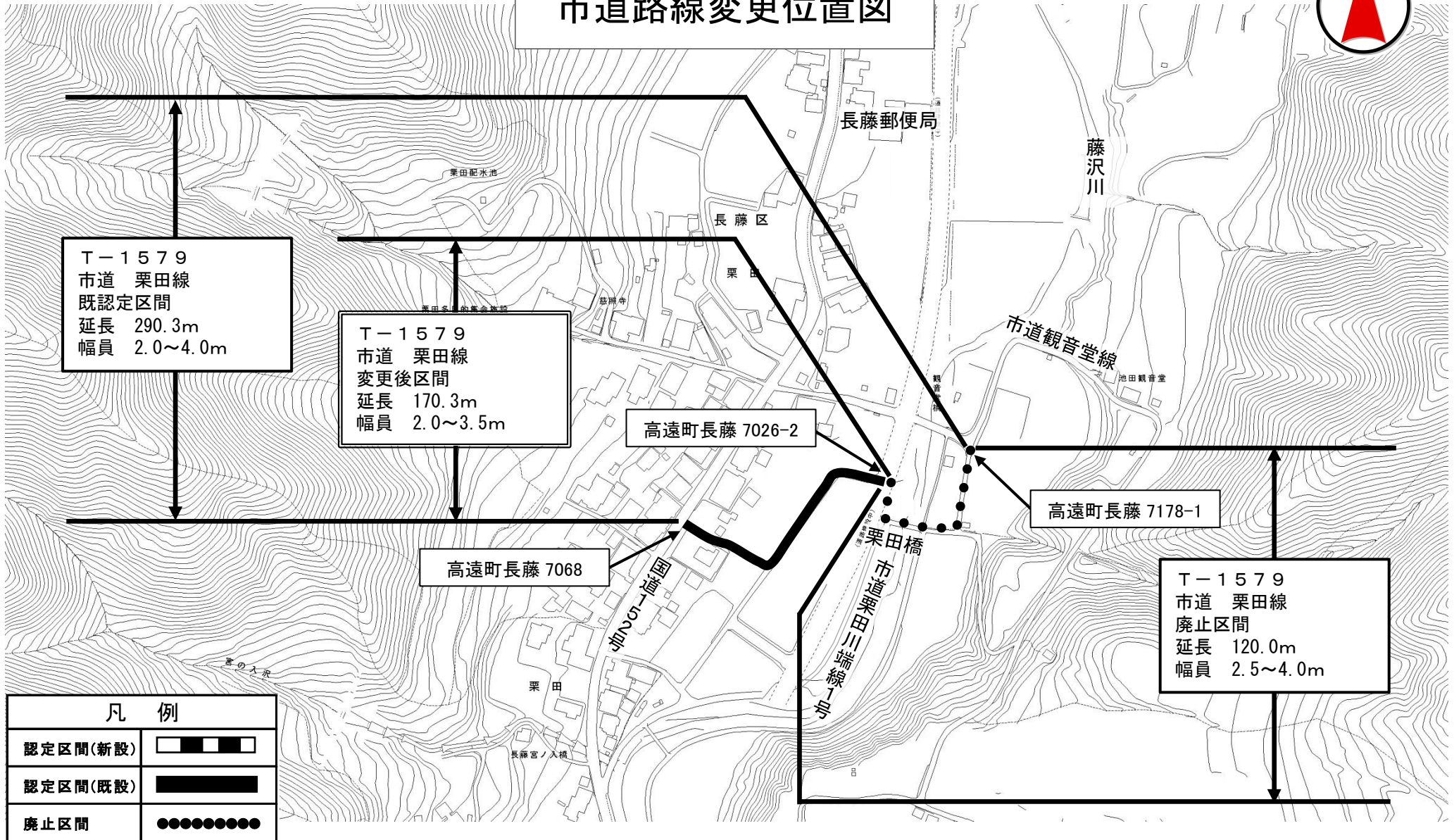
凡 例	
認定区間(新設)	□
認定区間(既設)	■
廃止区間	●●●●●●●●

市道路線廃止位置図



凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●

市道路線変更位置図



議案第3号関係資料(1)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ～ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ～ウ 略</p>
<p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「法定育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那市職員の勤務時間及び休暇等に</p>	<p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「法定育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那市職員の勤務時間及</p>

旧	新
<p>関する条例（平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、市長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあつては、勤務時間条例第13条の規定により市長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 略</p>	<p>び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、市長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあつては、勤務時間条例第13条の規定により市長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 略</p>
	<p><u>（法第2条第1項の条例で定める場合）</u> <u>第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において法定育児休業をしている場合</u> <u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合</u></p>
<p>（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の4 略</u></p>	<p>（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の5 略</u></p>
<p>（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p>	<p>（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p>

旧	新
<p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) 略</p>	<p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること <u>又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) 略</p>

議案第3号関係資料(2)

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市</u></p>

旧	新
<p>住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略 12～17 略</p>	<p>長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略 12～17 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
	<p>18 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>」とする。</u></p>

議案第4号関係資料

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第3 (第9条、第11条関係)					別表第3 (第9条、第11条関係)				
職名		報酬			職名		報酬		
		年額	月額	日額			年額	月額	日額
略					略				
農業委員	会長		85,700円		農業委員	会長	<u>能率給として</u>	85,700円	
	副会長		53,400円			副会長	<u>国の交付金の</u>	53,400円	
	委員		41,100円			委員	<u>範囲内で市長</u>	41,100円	
農地利用最適化推進委員			41,100円		農地利用最適化推進委員		<u>が定める額</u>	41,100円	
略					略				
備考 略					備考 略				

議案第5号関係資料(1)

伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2～3 略</p>

議案第5号関係資料(2)

伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
附 則			附 則		
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る伊那市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる回条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円	第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	伊那市税条例の一部を改正する条例(平成26年伊那市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条	附則第16条第1項	第82条	伊那市税条例の一部を改正する条例(平成26年伊那市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
			附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a

旧			新		
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>		<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>		<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
			<u>附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項</u>	<u>第2号ア(ウ) b</u>	<u>平成26年改正条例附則第5 条の規定により読み替えて 適用される第82条第2号ア (ウ) b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>		<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>		<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

議案第6号関係資料

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>工業等導入地区</u> <u>農村地域工業等導入促進法</u>（昭和46年法律第112号）第5条第3項の規定により同条第1項又は第2項の実施計画（以下「<u>実施計画</u>」という。）において定められた工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号）第1条第1項に規定する地区をいう。</p> <p>(3) <u>地方活力向上区域</u> <u>地域再生法</u>（平成17年法律第24号）第5条第16項の認定を受けた地域再生を図るための計画に記載されている区域をいう。</p> <p>(4) <u>同意集積区域</u> <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）第9条第1項に規定する<u>同意集積区域</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方活力向上区域</u> <u>地域再生法</u>（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定を受けた地域再生を図るための計画に記載されている区域をいう。</p> <p>(3) <u>促進区域</u> <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>地域未来投資促進法</u>」という。）第4条第2項第1号に規定する<u>促進区域</u>をいう。</p>
<p><u>(工業等導入地区における課税免除)</u></p> <p>第4条 <u>工業等導入地区内において、農村地域工業等導入促進法第10条の総務省令に定める場合に該当して機械及び装置（以下「<u>対象設備</u>」という。）並びに家屋を新設し、又は増設した者に対しては、当該対象設備、家屋及び当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3年度分のものに限り課税を免除するものとする。</u></p>	
<p>(地方活力向上区域における不均一課税等)</p> <p>第5条 地方活力向上区域内において、<u>地域再生法</u>第17条の2第3項の認定を受けた事業者が、同項の認定を受けた計画に従って、本店又は主たる事務所その他の地域</p>	<p>(地方活力向上区域における不均一課税等)</p> <p>第4条 地方活力向上区域内において、<u>地域再生法</u>第17条の2第3項の認定を受けた事業者が、同項の認定を受けた計画に従って、本店又は主たる事務所その他の地域</p>

旧	新
<p>における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）<u>第7条</u>で定める業務施設（工場を除く。）の用に供するために取得した機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に課する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分のものに限り、当該固定資産税の税率を伊那市税条例（平成18年伊那市条例第53号）第62条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）<u>第8条</u>で定める業務施設（工場を除く。）の用に供するために取得した機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に課する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分のものに限り、当該固定資産税の税率を伊那市税条例（平成18年伊那市条例第53号）第62条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>
<p>（同意集積区域における課税免除）</p> <p><u>第6条</u> <u>同意集積区域内</u>において、<u>企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化</u>に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「企業立地促進法省令」という。）</u>第3条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（<u>企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって企業立地促進法省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。</u>）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</p>	<p>（促進区域における課税免除）</p> <p><u>第5条</u> <u>促進区域内</u>において、<u>地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進</u>に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第17条に規定する承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第24条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）</u>を設置した<u>地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者</u>に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</p>
<p>（課税免除等の申請）</p> <p><u>第7条</u> <u>第3条、第4条及び前条の規定による課税免除又は第5条の規定による不均一課税等</u>（以下「課税免除等」という。）を受けようとする者は、規則で定める日までに、課税免除等申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>（課税免除等の申請）</p> <p><u>第6条</u> <u>第3条及び前条の規定による課税免除又は第4条の規定による不均一課税等</u>（以下「課税免除等」という。）を受けようとする者は、規則で定める日までに、課税免除等申請書を市長に提出しなければならない。</p>

旧	新
<p>(課税免除等の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、第3条から<u>第6条</u>までの規定により課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除等を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条から<u>第6条</u>までの規定による課税免除等の要件を欠くことが明らかになったとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(課税免除等の取消し)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、第3条から<u>第5条</u>までの規定により課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除等を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条から<u>第5条</u>までの規定による課税免除等の要件を欠くことが明らかになったとき。</p> <p>(2) 略</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

議案第7号関係資料

伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>老人憩の家富県荘</u></td> <td><u>伊那市富県6534番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家西春近荘</td> <td>伊那市西春近5140番地 3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<u>老人憩の家富県荘</u>	<u>伊那市富県6534番地 1</u>	老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地 3	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家西春近荘</td> <td>伊那市西春近5140番地 3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地 3	略	
名称	位置																		
略																			
<u>老人憩の家富県荘</u>	<u>伊那市富県6534番地 1</u>																		
老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地 3																		
略																			
名称	位置																		
略																			
老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地 3																		
略																			
<p>(使用料)</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、<u>老人憩の家富県荘</u>、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設及び長藤健康増進施設の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設及び長藤健康増進施設の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>																		
<p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、<u>老人憩の家富県荘</u>、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>																		
<p>別表第2 (第12条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、<u>老人憩の家富県荘</u>、老人憩の家西春近荘</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>別表第2 (第12条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>																		

議案第8号関係資料(1)

伊那市国民健康保険診療所条例新旧対照表 (第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>伊那市国保西箕輪診療所</u></td> <td><u>伊那市西箕輪6580番地</u></td> </tr> <tr> <td>伊那市国保新山診療所</td> <td>伊那市富県523番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市国保美和診療所</td> <td>伊那市長谷非持<u>564番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>伊那市国保西箕輪診療所</u>	<u>伊那市西箕輪6580番地</u>	伊那市国保新山診療所	伊那市富県523番地	略		伊那市国保美和診療所	伊那市長谷非持 <u>564番地</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市国保新山診療所</td> <td>伊那市富県523番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市国保美和診療所</td> <td>伊那市長谷非持<u>566番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			伊那市国保新山診療所	伊那市富県523番地	略		伊那市国保美和診療所	伊那市長谷非持 <u>566番地</u>
名称	位置																				
<u>伊那市国保西箕輪診療所</u>	<u>伊那市西箕輪6580番地</u>																				
伊那市国保新山診療所	伊那市富県523番地																				
略																					
伊那市国保美和診療所	伊那市長谷非持 <u>564番地</u>																				
名称	位置																				
伊那市国保新山診療所	伊那市富県523番地																				
略																					
伊那市国保美和診療所	伊那市長谷非持 <u>566番地</u>																				

議案第8号関係資料(2)

伊那市国民健康保険診療所条例新旧対照表 (第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市国保新山診療所</td> <td>伊那市富県523番地</td> </tr> <tr> <td>伊那市国保長藤診療所</td> <td>伊那市高遠町長藤1849番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊那市国保新山診療所	伊那市富県523番地	伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1849番地1	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市国保長藤診療所</td> <td>伊那市高遠町長藤1849番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1849番地1	略	
名称	位置														
伊那市国保新山診療所	伊那市富県523番地														
伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1849番地1														
略															
名称	位置														
伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1849番地1														
略															

議案第9号関係資料

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>1,156人</u> とする。			(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>915人</u> とする。		
別表 (第13条関係)			別表 (第13条関係)		
区分	金額	備考	区分	金額	備考
略			略		
音楽隊演奏会	1回につき 1,500円	<u>消防団長が許可した演奏会とする。</u>	音楽隊演奏会	1回につき 1,500円	<u>団長が許可した演奏会とする。</u>
訓練の場合	1回につき 1,000円	<u>団本部が行う訓練とする。</u>	訓練	1回につき 1,000円	次の各号のいずれかに該当する訓練とする。 (1) <u>消防団本部が行う訓練</u> (2) <u>団長が必要と認めた方面隊又は分団が行う訓練</u>

議案第10号関係資料

伊那市学童クラブ条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西箕輪小学童クラブ</td> <td>伊那市西箕輪6702番地 1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪6702番地 1	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西箕輪小学童クラブ</td> <td>伊那市西箕輪6569番地 1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪6569番地 1	略	
名称	位置																
略																	
西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪6702番地 1																
略																	
名称	位置																
略																	
西箕輪小学童クラブ	伊那市西箕輪6569番地 1																
略																	